

岡山市告示第 790 号

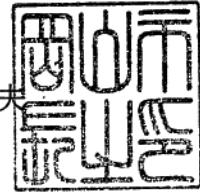
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設変更許可申請及びこの産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を法第15条第4項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年11月7日

岡山市長 大森 雅夫



1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称：株式会社環境クリーン
住所：岡山市北区長野字鳴谷山517番地7
代表者の氏名：代表取締役 田中 正人
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所（設置の場所は別紙図面のとおり）
岡山市北区長野字龍王山509番7の一部，同509番8，同512番2，同512番3，同509番7地先，岡山市北区長野字鳴谷513番1の一部，同514番1の一部，岡山市北区長野字鳴谷山517番地7の一部
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
・管理型最終処分場
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）
第7条第14号ハに該当するもの
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
・産業廃棄物処分業
燃え殻，汚泥，廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず，鉱さい，がれき類，ばいじん 以上13種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（自動車等破砕物を除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）
・特別管理産業廃棄物処分業
廃石綿等 以上1種類
- (5) 申請年月日
令和5年9月5日

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間

告示の日から令和5年12月8日までの、各日午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 場 所

- ①岡山市役所分庁舎6階 環境局環境部産業廃棄物対策課
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
- ②岡山市北区役所一宮地域センター
〒701-1211 岡山市北区一宮683番地1

3 意見書の提出

(1) 期 限

令和5年12月22日まで（郵送による場合は、令和5年12月22日までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。）

(2) 提出先

- ①岡山市役所分庁舎6階 環境局環境部産業廃棄物対策課
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
- ②岡山市北区役所一宮地域センター
〒701-1211 岡山市北区一宮638番地1

(3) 申出書に記載すべき事項（日本語にて記載すること。）

- ①意見書提出者の氏名及び住所
- ②産業廃棄物処理施設の変更許可申請者の名称及び施設の種類
- ③生活環境保全上の見地からの意見

別紙図面
(位置図)

